

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成31年3月17日 02時30分ごろ
発生場所	長崎県杵岐市郷ノ浦港 郷ノ浦港北防波堤灯台から真方位335° 321m付近 （概位 北緯33° 44.7′ 東経129° 40.9′）
事故の概要	漁船第十八慶漁丸 ^{けいりょう} は、着棧操船中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	平成31年3月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八慶漁丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-22784（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に亀裂 棧橋 先端部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、棧橋に右舷着けする目的で着棧操船中、風の影響を考慮して左舷着けにしようとして左回頭していたところ、右舷船首部が棧橋に衝突した。 本船は、港内が暗いので、船長が前部甲板の作業灯2個を点灯して操船に当たっていたが、その明かりに幻惑されて船首方が見えにくい状況であった。
分析	本船は、着棧操船中、船長が、前部甲板の作業灯の明かりに幻惑され、棧橋との距離を正確に把握できていない状況で左回頭したことから、棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、着棧操船中、船長が、前部甲板の作業灯の明かりに幻惑され、棧橋との距離を正確に把握できていない状況で左回頭したため、棧橋に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・明かりに幻惑されて棧橋との距離を正確に把握できない場合は、幻惑される位置の作業灯を消灯すること。